

契約後のV E 提案に関する特記仕様書

1. 定義

V E 提案とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

2. V E 提案の範囲

V E 提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容うち、以下の提案は原則として含めないものとする。

- ①施工方法等を除く工期延長等の施工条件の変更を伴う提案。
- ②契約書第 18 条に基づき条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
- ③提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. V E 提案書の提出

(1) 受注者は、前項のV E 提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E 提案書（様式—6 (1)～様式—6 (4)）に記載し、発注者に提出するものとする。

- ①設計図書に定める内容とV E 提案の内容の対比及び提案理由
- ②V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
- ③V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- ④発注者が別途発注する関連工事との関係
- ⑤工業所有権等を含むV E 提案である場合、その取扱いに関する事項
- ⑥その他V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

(2) 発注者は、提出されたV E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

(3) 受注者は、前項のV E 提案を契約の締結日から、当該V E 提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。

(4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. V E 提案の審査・採否等

提出されたV E 提案は、施工行の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い当該提案の採否を決定するものとする。

5. 提案の採否の通知

V E 提案の採否については、原則として、V E 提案の受領後 1 4 日以内に書面により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. V E 提案を採用した場合の設計変更等

- (1) V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行うものとする。
- (2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、必要があるときは、発注者は請負代金額を変更するものとする。
- (3) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 1 0 分の 5 に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。
- (4) V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 1 8 条の条件変更が生じた場合、V E 管理費については、原則として、変更しないものとする。

7. 提案内容の活用と保護

当該 V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を要する提案については、当該権利の保護に留意するものである。

8. 責任の所在

発注者が V E 提案を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

年月日 :

V E 提 案 書

三重県知事 へ

提案者
住所
氏名

契約書第19条の2に基づきVE提案書を提出いたします。

工事件名 : 契約締結日 :	連絡者 氏 名 T E L F A X	
VE提案の概要 注) 記入欄が不足する場合には、様式-6 (2) その2として追加して記載して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。		
番 号	項 目 内 容	概算低減額 : 千円
概 算 低 減 額 合 計		

様式-6 (2)

番 号		項 目 内 容	
-----	--	---------	--

(1) 設計図書の定める内容と、VE提案の内容の対比	
【現状】 ----- 略図等	【改善案】 ----- 略図等

(2) 提案理由

(3) VE提案の実施方法 (材料仕様、施工要領等を記入)

(4) 品質保証の証明 (品質保証書の添付等)

(5) その他

様式－6（4）

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

（1）工業所有権等の排他的権利を含むV E 提案である場合、その取扱いに関する事項

（2）V E 提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

